

給食業務委託仕様書（ひまわり工房）

1. 業務場所

調理実施場所：埼玉県朝霞市大字宮戸 2 4 - 1

搬入場所：埼玉県朝霞市大字宮戸 1 7

※特養の調理室を共用で利用し、搬入する。

2. 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、最大 2 回に限り更新可能。

3. 業務内容

以下の点以外については特養「花水木の里」仕様書に準ずる。

(1) 献立について

献立は基本的に特養花水木の里と同じで問題ないが、利用者の年齢が特養と異なるため 6 5 0 kcal 前後を目安とし、それに合わせて主食やおかずを増量もしくは追加すること。

(2) きざみ食、流動食について

利用者の障害の程度に合わせて必要がある場合は対応を行うこと。

(3) 運搬方法

種類ごとに食缶などの密閉された容器に入れ、主食が米飯の場合は人数分を保温された、密閉された容器で運搬（クックサーブ方式）すること。

(4) その他

埼玉県の障害福祉サービスに係る介護給付費の算定に関して、食事提供体制加算の要件を満たすこと。

4. 予想食数

ひまわり工房は 2 9 年 7 月開設であり、今後利用者の増加が見込まれるため、以下の食数を予想している。

【令和 2 年 3 月】

利用者：3 3 食（うち刻み食 1 人、ペースト食 1 人、アレルギー対応 4 人）

職員：1 3 食

【令和 3 年 4 月】

利用者：3 6 食（うち刻み食 1 人、ペースト食 1 人、アレルギー対応 4 人）

職員：1 5 食

※なお、あくまで予想人数であり 1 0 食程度の誤差が生じる可能性がある。

5. 食事時間

配膳時間 1 1時15分

喫食時間 1 2時00分～

下膳時間 1 3時15分

6. 食材費について

1食あたり300円とする。(消費税別)

7. 台車の運搬と配膳

花水木「厨房室」から専用カートで、ひまわり工房二階へ食事を運搬し「生活介護室」の食堂で配膳を行い、13時15分頃、「生活介護室」に専用カートを取りに来て、花水木の「厨房室」へ戻す。

8. 委託料等の提案内容について

委託料は1食あたりで見積もること。また下記を参考に、運搬方法やその作業分担(当法人および貴社)について提案を行うこと。

(参考資料)

【ひまわり工房について】

生活介護および就労支援B型のサービスを行う多機能型事業所である。

現在の定員(生活介護20名 就労支援21名 ※拡張予定)

- ① 生活介護・・・障害施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力向上のために行われる必要な援助。
- ② 就労継続支援B型・・・通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によって通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生活活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。

※工賃について

就労継続支援B型では利用者は工賃を得ることができる。埼玉県内の事業所の平均月額額は以下となっている。

工賃から利用者は通所にかかる交通費と昼食代は実費負担することとなるため、実際に利用者が得る金額は昼食代によって大きく左右され、場合によってはマイナスとなることもあり得る。

現在のひまわり工房の昼食代は1食692円（税込）である。

これを特養の調理室で調理をすることで県から調理の委託費として1食あたり300円（税込）が加算支給される。この金額を超えた委託料については利用者が負担している。

ひまわり工房としては、栄養バランスへの配慮、刻み食、ペースト食、アレルギーへの対応が可能で、メニューも豊富なことから、引き続き、業者委託により自施設で調理を行い、加算を活用し、よりよい昼食を安価に提供したいと考えている。

【留意点】

食事加算の廃止など食事に対する国の支援策に変更があった場合は、施設における食事提供サービスを中止する場合がある。